

浮羽リトルシニア  
規約



# 第1章 総則

(名称および本拠地)

## 第1条

- ①本球団は浮羽リトルシニア（略称 浮羽シニア）と称し、今泉グラウンドに拠点を置く。
- ②本球団の所在地は、球団会長の住所とする。

(目的)

## 第2条

本球団は、保護者・指導者および役員が協力し、野球を通して、野球および心身の向上を図り、青少年の健全育成を目的とする。

(活動)

## 第3条

本球団は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- ① 野球を通して、技術はもちろんのこと人間力・生活態度の向上
- ② 保護者・指導者および役員のコミュニケーションに関すること
- ③ 各種行事の開催及び協力に関すること
- ④ その他、目的達成のために必要な活動

(構成)

## 第4条

本球団の目的に賛同した保護者・指導者・役員及び部員をもって構成する。

- ① 指導者とは、監督・コーチとする。
- ② 保護者とは、本クラブに入部した部員の後見人とする。
- ③ 部員とは、本クラブに入部した小学6年生及び中学生とする。
- ④ 役員とは、球団会長・監督が指名した者とする。

## 第2章 部 員

### (入 団)

#### 第5条

- 1 本球団に入団しようとする者は、入部届に署名し、球団会長に届けなければならない。

### (退 団)

#### 第6条

- 1 本球団を退団しようとする者は、退団届を球団会長に届けなければならない。
- 2 部員は、中学3年の2月をもって部員の資格を喪失する。

### (会 費)

#### 第7条

- 1 部員は、部員としての資格を有する期間、総会において別に定める入会金及び会費、大会準備金を遅滞なく納めなければならない。

① 入 会 金                   (入会時のみ)

② 部     費                   (毎 月)

③ 大会準備金               (毎 月)

- 2 部員が諸般の理由により休部する場合も、会費を納めることとする。
- 3 諸般の理由により途中退団する場合、納付された会費は一切返金しない。

また、未納がある場合は、その不足額を納めることとする。

### (除 名)

#### 第8条

第2条に定める目的や別に定める方針に著しく反する言動や行動、または会費の滞納があった場合は役員会議の承認を得て除名することができる。

## 第3章 組織

### (組織)

#### 第9条

1 本球団は、次の機関（該当者）を置く。

- ① 球団役員（会長・副会長・総監督・顧問・事務局長・監査・アドバイザー・審判部長）
- ② 指導部（監督・コーチ）
- ③ 球団スタッフ（指導補助・マネージャー）

### (任務)

#### 第10条

1 球団役員及び球団スタッフの任務は次の通りとする。

- ① 球団会長は、球団を代表し球団を総括する。
- ② 球団副会長は、球団会長を補佐し、球団会長不在時には球団会長を代行する。
- ③ 理事は、九州連盟理事として九州連盟に出向する。
- ④ 総監督は、監督及びコーチを総括する。
- ⑤ 顧問は、球団運営等に関して意見を述べることができる。
- ⑥ 事務局長は、連盟の登録や保険に関して総括する。
- ⑦ 監査は、部費及び大会準備金の適正使用につて監査し、第3条に定める目的を達成するために、その職務を遂行する。
- ⑧ アドバイザーは、球団スタッフや保護者に対して、アドバイスをおこなう。
- ⑨ 審判部長は、大会・練習試合時の審判の総括をする。
- ⑩ 指導部は部員に対し指導をおこない、第3条に定める目的を達成するために、その職務を遂行する。
- ⑪ 指導補助は、指導部の要請があった場合に指導の補助をおこなう。
- ⑫ マネージャーは、大会や練習試合、球団行事等の運営全般をおこなう。

(任 期)

## 第12条

- 1 球団役員・指導部の任期は特に定めない。
- 2 球団スタッフの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(経 理)

## 第14条

- 1 本球団の運営は、第7条に定める会費のほか、寄付金及びその他の収入により行う。
- 2 本球団の会計年度は、9月1日に始まり、翌年8月末日に終わる。
- 3 本球団の経理は、会計監査を経て役員会議で報告する。

(傷 害)

## 第15条

- 1 本球団は、いかなる事故及び傷害についても、その補償を行わない。  
よって、指導者・部員及び保護者は、スポーツ保険・その他傷害保険に加入しなければならない。
- 2 球団の活動における事故及び傷害については、スポーツ保険の適用内とする。

## 第4章 総会

(種別)

### 第16条

1 この球団の総会は、通常総会・臨時総会の2種とする。

(構成)

### 第17条

1 総会は、球団役員・指導者部・球団スタッフ・全保護者をもって構成する。

### 第18条

1 総会は、次に定める事項について議決する。

- ① 球団活動の報告
- ② 入会金及び会費の額
- ③ 球団運営に関する重要事項

(開催)

### 第19条

- 1 通常総会は、年1回とし、毎年9月に開催する。
- 2 臨時総会は、次の次号に該当する場合に開催する。
- ① 運営に関する緊急な事項が発生したとき
  - ② 球団会長・監督及び役員会議が必要と認めたとき

(召集)

### 第20条

1 総会は球団会長の招集によって開催される。

(議 長)

## 第21条

1 総会の議長は、その総会に出席した球団役員・球団スタッフの中から選出する。

(定 足 数)

## 第22条

1 総会は、参加対象者の2分の1以上の出席がなければ開催できない。(委任状出席も含む)

(議 決)

## 第23条

1 総会の議決は、総会の出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、球団会長が決する。

## 第5章 その他会議

(種 別)

## 第24条

1 本球団は総会の他、以下の会議を開催する。

- ① 役員会議
- ③ 指導部会議
- ④ 保護者会議

(出席者)

## 第25条

1 各会議の出席者は以下の通りとする。

- ① 役員会議                      球団役員・指導部・球団スタッフ
- ③ 指導部会議                    理事・監督・コーチ
- ④ 保護者会議                    球団役員・指導部・球団スタッフ・保護者

## 第6章 慶 弔

(慶 弔)

### 第26条

1 スタッフ・部員の慶弔に関しては次の基準により慶弔金を贈る。

- |                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| ① スタッフ・部員の死亡。                     | 10,000円 |
| ② スタッフ・部員の長期に亘る傷病。                | 5,000円  |
| ③ スタッフ・部員の同居親族の死亡。                | 5,000円  |
| ④ 以上の他、必要と認めるとき役員会議の協議によりこれを決定する。 |         |

## 第7章 部 員

(心 得)

### 第27条

- 1 部員は、浮羽リトルシニア魂を理解し、野球を通して心身を鍛え、野球と学業を両立する。
- 2 浮羽リトルシニアの活動は勿論のこと、学校生活・私生活においても心身ともにたくましく育たなければならない。
- 3 選手の命である野球道具は、球団・個人の別なく大切に取り扱い、常に手入れを行わなければならない。
- 4 大きな声で、挨拶・返事・掛け声を心がけなければならない。
- 5 使用するグラウンドは、常に整地・清掃・美化に努めなければならない。
- 6 親に感謝の気持ちを持ち野球に取り組む。

(必 需 品)

### 第28条

1 部員は、球団で必要となるものを各自で用意する。

- ① 練習及び試合などで必要な衣服類一式
- ② 野球道具
- ③ バッグなど活動に必要な用具類
- ④ その他必要な物



## 第8章 保護者

(活動)

### 第29条

- 1 保護者は、球団の活動が円滑に進められるよう、球団の運営を支援しなければならない。
- 2 練習試合・公式試合の支援
  - ① 選手の送迎（保護者）
  - ② 男性保護者は、審判部に所属する
  - ③ 球団スタッフの補助
- 3 練習の円滑な進行と安全確保のため、本拠地の整備及び補修（随時）
  - ① 草取り・草刈り
  - ② その他、必要な活動
- 5 連盟の講習会への参加

(心得)

### 第30条

- 1 保護者は、練習内容・試合運営及び選手の起用などに対して、意見をしない。
- 2 練習中・試合中は、グラウンド内に入らない。  
※監督・コーチがグラウンド内に入る許可をする場合を除く。

## 第9章 雑則

(細則)

### 第31条

- 1 本球団の運営に関する細則は、この規則に反しない限り、役員会の議決を経て定める。
- 2 細則を制定または改正した場合には、その結果を次期総会において報告しなければならない。
- 3 2020年1月31日を本球団発足日とする。（設立年月日）